

平成23年7月27日

東松島市議会議長 佐藤 富夫 様

東松島市議会災害対策特別委員会
委員長 五野井 敏夫
(押印省略)

特別委員会調査報告書

地方自治法第110条及び東松島市議会委員会条例第47条により設置した本特別委員会について、調査が終了したので東松島市議会会議規則第103条の規定により報告書を提出します。

記

付託年月日：平成23年4月5日

調査の目的：平成23年東日本大震災に係る災害対策の推進を図り、もって
市民生活の一日も早い安定と、復旧・復興に資する

調査期間：平成23年第2回臨時会から平成23年第3回臨時会まで

報告書：別紙のとおり

(別 紙)

1 調査期日等

第1回特別委員会	平成23年4月 5日 (内部調査)
第2回特別委員会	平成23年4月 6日 (現場調査・内部調査)
第3回特別委員会	平成23年4月13日 (内部調査)
第4回特別委員会	平成23年4月19日 (内部調査)
第5回特別委員会	平成23年5月 9日 (内部調査)
第6回特別委員会	平成23年5月23日 (内部調査)
第7回特別委員会	平成23年5月27日 (現場調査)
第8回特別委員会	平成23年6月22日 (内部調査)
第9回特別委員会	平成23年7月15日 (内部調査)

2 調査のため出席を求めた者

第2回特別委員会	阿部秀保市長
第4回特別委員会	阿部秀保市長、小野弘行総務部長
第5回特別委員会	小野弘行総務部長、鈴木和彦建設部長、木村 仁産業部長、大友利雅市民生活部長、小山直美教育次長、内海茂之総務課長、古山守夫企画政策課長、鹿野義博行政経営課長、大江賢良防災交通課長、小山 修市民協働課長、小岩政義税務課長、堀越栄治環境課長、村上 修福祉課長、佐々木哲也建設課長、菅原 博下水道課長、及川康之農林水産課長、手代木 均商工観光課長、村上正昭健康推進課長、三浦養一生涯学習課長

3 調査の経緯、経過

第1回特別委員会 平成23年4月 5日 (内部調査)

平成23年東日本大震災に係る災害対策の調査を行うため、全議員で構成する「東松島市議会災害対策特別委員会」を設置、調査終了までの閉会中の継続調査とすることに本会議にて決定。特別委員会において正副委員長の互選を行い、委員長に五野井敏夫委員、副委員長に大橋博之委員を選出した。

また、調査にあたっては、次の事項を所掌することとした。

- (1) 災害に関する情報を収集・整理し、市の災害対策本部に提供すること。
- (2) 市の災害対策本部に災害情報の報告を求め、市議会として現状把握を行うこと。
- (3) 国や県をはじめ、地元選出の関係国会議員、関係団体への要望に関する

こと。

(4) その他、必要な支援活動を行うこと。

第2回特別委員会 平成23年4月6日（現場調査・内部調査）

被災の状況確認のため、市内全域に渡り2班編成により視察を行った。その後、阿部秀保市長より被害の概要、対策状況及び今後の方針について、説明を受け、質疑を行った。

第3回特別委員会 平成23年4月13日（内部調査）

復旧、復興に向けた対策に係る課題について、各委員より意見を聴取し、短期的課題、中・長期的課題に分類の上、課題、検討事項の整理を行った。

第4回特別委員会 平成23年4月19日（内部調査）

平成23年4月11日に示された『東松島市「東日本大震災」復旧・復興指針』について、阿部秀保市長より説明を受け、質疑を行った。

第5回特別委員会 平成23年5月9日（内部調査）

とりまとめを行った各委員からの質問事項について、執行部担当職員より説明を受け、質疑を行った。

第6回特別委員会 平成23年5月23日（内部調査）

第5回特別委員会以降、各委員より寄せられた質問事項に係る執行部からの提出資料を確認した。

第7回特別委員会 平成23年5月27日（現場調査）

避難所及び応急仮設住宅の状況確認のため、2班編成により視察を行った。

第8回特別委員会 平成23年6月22日（現場調査）

執行部の資料や新聞報道、さらには寄せられている情報等を基に、中長期的課題の検証を行うとともに、今後の調査の進め方について検討を行った。

第9回特別委員会 平成23年7月15日（内部調査）

前回の特別委員会に引き続き、中長期的課題の整理・確認を行った。

また、執行部においては、「東松島市復興まちづくり計画」の策定作業が進められている。議会としても、新たな常任委員会が編成されたことから、より迅速かつ詳細な調査を行うため、各常任委員会の閉会中の所管事務調査として行うこととした。このことから、本特別委員会については、廃止することと決定した。

4 調査のまとめ

3月11日、午後2時46分に発生した巨大地震と大津波により、1千名を超える犠牲者と今もって行方の確認が取れない方も多く、現在も関係機関の協力のもと捜索活動が懸命に続けられている。

また、家屋の流出、全・半壊した住宅は全体の約65%に達し、漁港や農業施設、ライフライン等への被害も含め特に沿岸地域においては壊滅的な被害となった。本災害により、避難された住民に対しては、応急仮設住宅への入居も開始されているものの、今尚、624名(7/25 現在)の住民が避難所生活を余儀なくされている。最愛の家族を亡くされ、これまで築き上げてきた財産や職場をも失うなど、被災者の心情を思うとき、できうる限りの支援を望んで止まない。

委員会において、執行部より被害の概要、対策状況及び今後の方針等について説明を受けたが、現状をみるにつけ復旧・復興への道のりは非常に厳しいと言わざるを得ない。

以下の点については、これまでの調査の過程で、本特別委員会の判断として、さらなる支援・拡充が求められているとともに、早急な対応が望まれる事項である。

しかしながら、既存の枠組みでは解決が望めないものや、制度の創設が求められるもの、さらには多額の予算を要するもの等も含まれていることから、国・県をはじめ関係機関に対して積極的な要望活動を展開していかなければならない。

- (1) 被災住民にあっては、自立への第一歩となる応急仮設住宅(民間賃貸住宅借り上げを含む)への入居において、世帯人員による間取りの基準について一部弾力的な運用も必要と思える。また、高齢者等の利用に配慮した、スロープや手すりの設置について、県への働きかけが必要である。
- (2) 被災した住民や企業に係る、いわゆる「二重ローン」問題について、債務軽減を図るため支援制度の創設等についての検討が必要である。
- (3) 自立再建を目指す被災者への支援として、全国から寄せられた生活支援物資の速やかな供給や生活再建支援金、災害義援金等の早期支給が求められている。同様に、市義援金についても早期支給が求められている。

また、ソフト面の支援として被災者のメンタルヘルスケアや相談窓口の設置等についても拡充の必要がある。

- (4) 安全安心な住環境確保のため、集団移転等も視野に被災住民の意向が反映されるよう支援が求められる。
- (5) 被災した農地(農業施設)や漁場(漁港施設)を復元させ、更には災害に強

く安心して働けるような職場環境の整備と制度資金の創設について国に対しての働きかけが必要である。

- (6) 産業の復旧、雇用の確保の面からも、被災事業者への再建資金等融資制度の拡充が求められている。
- (7) 被災した教育施設(野蒜小、浜市小、鳴瀬二中)の再建にあたっては、地域づくりとの整合を図り、早期実現に向けた取り組みが必要である。
- (8) 津波等で大きな被害を受けた河川について、築堤の嵩上げなどにより住民が安全安心な環境整備を図れるよう国・県に強く要望する必要がある。
- (9) 震災、津波により発生した廃棄物は約 153 万トと見込まれており、東松島市建設業協会を中心に撤去作業が急ピッチに進められているが、瓦礫やヘドロ等による生活環境の悪化が危惧される。徹底した防疫措置を実施し、感染症まん延等の未然防止に万全を期す必要がある。

次に、中長期的課題として想定される以下の事項について、今後さらなる検証を行うとともに、課題解消に向けた対策と対応が求められる事項である。

なお、これらは、本特別委員会の調査において、あくまでも現時点で想定される課題であり、今後、復旧・復興の過程において、新たな課題等が生ずる可能性も充分にありえる。

- 1 市の再生に向けた新たな土地利用計画(マスタープラン)の策定
 - (1) 被災者の生活再建と被災地を含め市域の有効な土地利用の促進
 - (2) 被災世帯の集団移転等を踏まえた用地の確保と土地利用規制の緩和要望
 - (3) 壊滅的な被害を受けた沿岸地域(大曲浜、浜須賀、牛網、浜市、野蒜、東名、宮戸)の国による用地買収要望
- 2 復興まちづくり計画の策定
 - (1) 災害に強いまちづくりの再構築と実現
 - (2) 指定避難場所の見直しと避難路の確保
 - (3) 安心安全な生活環境の維持に向けたインフラ整備
 - (4) J R 仙石線の路線検証と早期復旧要望
 - (5) 計画実現のための財源確保
- 3 地域産業の復興と雇用の確保
- 4 地域コミュニティの再構築と市民協働によるまちづくりの推進
- 5 保健福祉計画の策定(見直し)
- 6 学校再編を踏まえての教育環境の整備

本特別委員会は、本市の復旧から復興、そして再生を図るための「課題抽出」を主眼に調査を進めてきた。一方、執行部においては、復興政策部の新設も含め組織改編により対応することとなる。さらには、有識者委員会を組織して「東松島市復興まちづくり計画」の策定作業も開始されている。

被災者の一日も早い生活再建と市の再生を図るため、議会としても課題の検証を行いつつ、住民意向を反映した迅速な意思決定や政策提言等を行わなければならない。

これらの提起された課題については、それぞれ専門の分野に属することから、所管の常任委員会において調査を継続することとし、本特別委員会としての調査は終了する。